

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	敬和綜合法律事務所 弁護士 森 祐輔
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT EAST11階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年3月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	マクニカホールディングス株式会社
証券コード	3132
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証プライム

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）
住所又は本店所在地	米国ネバダ州89117、ラスベガス市、ウエストサハラアベニュー9440 スイート215（9440 West Sahara Avenue, Suite 215 Las Vegas, Nevada 89117, USA）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT EAST11階 敬和綜合法律事務所 弁護士 森 祐輔
電話番号	03-3560-5051

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.3
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月11日
訂正箇所	2026年3月18日に提出した変更報告書No.3について、変更報告義務が発生して おらず、提出事由に該当しないため、取下げいたします。